

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(18)

目 次

条 例	
○富山県税条例等の一部を改正する条例	1

条 例

富山県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第41号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第 1 条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第58条第 1 項第 1 号ア中「 100分の0.72」を「 100分の 1.2」に改め、同号イ中「 100分の 0.3」を「 100分の 0.5」に改め、同号ウの表中「 100分の 3.1」を「 100分の 1.9」に、「 100分の 4.6」を「 100分の 2.7」に、「 100分の 6」を「 100分の 3.6」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「 100分の0.72」を「 100分の 1.2」に改め、同号イ中「 100分の 0.3」を「 100分の 0.5」に改め、同号ウ中「 100分の 6」を「 100分の 3.6」に改める。

附則第 5 条の 5 中「平成27年 4 月 1 日」を「平成28年 4 月 1 日」に、「 100分の 3.1」とあるのは「 100分の 1.6」を「 100分の 1.9」とあるのは「 100分の 0.3」に、「 100分の 4.6」を「 100分の 2.7」に、「 100分の 2.3」を「 100分の 0.5」に、「 100分の 6」とあるのは「 100分の 3.1」を「 100分の 3.6」とあるのは「 100分の 0.7」に改める。

附則第 5 条の 6 中「平成28年 3 月 31 日」を「平成30年 3 月 31 日」に改める。

附則第 6 条の 3 第 1 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「においては」を「には」に改め、同項第 5 号ウ中「附則第 4 条の 4 第 14 項」を「附則第 4 条の 4 第 16 項」に改め、同号ウ(ア)中「附則第 4 条の 4 第 15 項」を「附則第 4 条の 4 第 17 項」に改め、同ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が 7.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 4 第 14 項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第 4 条の 4 第 15 項に規定するもの（次条において「平成 28 年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号エ中「附則第 4 条の 5 第 8 項」を「附則第 4 条の 5 第 9 項」に改め、同エを同号オとし、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第 7 項」を「附則第 4 条の 5 第 8 項」に改め、同ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が 7.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 7 項に規定するもの

(ア) 平成 28 年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 3 項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第 9 項」を「附則第 4 条の 5 第 10 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 10 項」を「附則第 4 条の 5 第 11 項」に改め、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第 11 項」を「附則第 4 条の 5 第 12 項」に改め、同号エ中「附則第 4 条の 5 第 12 項」を「附則第 4 条の 5 第 13 項」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 5 第 13 項」を「附則第 4 条の 5 第 14 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 14 項」を「附則第 4 条の 5 第 15 項」に改め、同号エ中「附則第 4 条の 5 第 16 項」を「附則第 4 条の 5 第 18 項」に改め、同エを同号オ

とし、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第 15 項」を「附則第 4 条の 5 第 17 項」に改め、同ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が 7.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 16 項に規定するもの

(ア) 平成 28 年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号ア中「附則第 4 条の 5 第 17 項」を「附則第 4 条の 5 第 19 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 18 項」を「附則第 4 条の 5 第 20 項」に改め、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第 19 項」を「附則第 4 条の 5 第 21 項」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 5 第 20 項」を「附則第 4 条の 5 第 22 項」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 21 項」を「附則第 4 条の 5 第 23 項」に改め、同号エ中「附則第 4 条の 5 第 23 項」を「附則第 4 条の 5 第 26 項」に改め、同エを同号オとし、同号ウ中「附則第 4 条の 5 第 22 項」を「附則第 4 条の 5 第 25 項」に改め、同ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が 7.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 24 項に規定するもの

(ア) 平成 28 年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 5 項各号列記以外の部分中「附則第 4 条の 5 第 24 項」を「附則第 4 条の 5 第 27 項」に改める。

附則第 6 条の 3 の 4 第 1 項第 7 号中「附則第 6 条の 3 第 2 項第 5 号ウ」を「附則第 6 条の 3 第 2 項第 5 号エ」に改め、同条第 2 項第 3 号中「附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号ウ又はエ」を「附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号エ又はオ」に改め、同条第 3 項第 3 号中「附則第 6 条の 3 の 2 第 3 項第 2 号ウ又はエ」を「附則第 6 条の 3 の 2 第 3 項第 2 号エ又はオ」に改め、同条第 4 項第 3 号中「附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項第 2 号ウ又はエ」を「附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項第 2 号エ又はオ」に改める。

附則第6条の7第1項各号列記以外の部分中「。次項において同じ」を削り、「次項及び第3項第3号」を「次項第3号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項第1号中「第7欄」を「第4欄」に改め、同項第2号中「、平成21年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。））」に、「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第2項」に、「第7欄」を「第4欄」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項で定めるものをいう。）」を加え、「第7欄」を「第4欄」に改め、同項第4号中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第6号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。））」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの（第6号において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。））」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第6項」に、「第7欄」を「第4欄」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第7項」に、「第7欄」

を「第 4 欄」に改め、同項第 6 号中「附則第 5 条の 2 第 11 項」を「附則第 5 条の 2 第 8 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 5 項を削り、同条第 6 項中「第 1 項、第 2 項、第 3 項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 4 項」を「前 2 項」に、「附則第 6 条の 7 第 1 項から第 4 項まで」を「附則第 6 条の 7 第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

附則別表を次のように改める。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
第 139 条第 1 項第 1 号 営業用	7,500円	8,600円	2,000円	4,000円
	8,500円	9,700円	2,500円	4,500円
	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
	13,800円	15,800円	3,500円	7,000円
	15,700円	18,000円	4,000円	8,000円
	17,900円	20,500円	4,500円	9,000円
	20,500円	23,500円	5,500円	10,500円
	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	27,200円	31,200円	7,000円	14,000円
	40,700円	46,800円	10,500円	20,500円
第 139 条第 1 項第 1 号 自家用	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円

第 139 条第 1 項第 2 号 営業用	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
	4,700円	5,100円	1,200円	2,400円
	15,100円	16,600円	4,000円	8,000円
	7,500円	8,200円	2,000円	4,000円
第 139 条第 1 項第 2 号 自家用	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円
	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円
	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円
	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円
	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	20,600円	22,600円	5,500円	10,500円
	10,200円	11,200円	3,000円	5,500円
第 139 条第 1 項第 3 号 営業用	12,000円	—	3,000円	6,000円
	14,500円	—	4,000円	7,500円
	17,500円	—	4,500円	9,000円
	20,000円	—	5,000円	10,000円

	22,500円	—	6,000円	11,500円
	25,500円	—	6,500円	13,000円
	29,000円	—	7,500円	14,500円
	26,500円	29,100円	7,000円	13,500円
	32,000円	35,200円	8,000円	16,000円
	38,000円	41,800円	9,500円	19,000円
	44,000円	48,400円	11,000円	22,000円
	50,500円	55,500円	13,000円	25,500円
	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
	64,000円	70,400円	16,000円	32,000円
第 139 条第 1 項第 3 号 自家用	33,000円	36,300円	8,500円	16,500円
	41,000円	45,100円	10,500円	20,500円
	49,000円	53,900円	12,500円	24,500円
	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
	65,500円	72,000円	16,500円	33,000円
	74,000円	81,400円	18,500円	37,000円
	83,000円	91,300円	21,000円	41,500円
第 139 条第 1 項第 4 号 営業用	12,100円	13,900円	3,500円	6,500円
	7,200円	8,200円	2,000円	4,000円
	20,400円	23,400円	5,500円	10,500円
	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
第 139 条第 1 項第 4 号 自家用	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円

	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円
	16,400円	18,800円	4,500円	8,500円
	9,900円	11,300円	2,500円	5,000円
	27,700円	31,800円	7,000円	14,000円
	13,000円	14,900円	3,500円	6,500円
第 139 条第 1 項第 5 号 営業用	4,500円	5,100円	1,500円	2,500円
第 139 条第 1 項第 5 号 自家用	6,000円	6,900円	1,500円	3,000円
第 139 条第 2 項 営業 用	3,700円	4,100円	1,000円	1,800円
	4,700円	5,200円	1,200円	2,300円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
第 139 条第 2 項 自家 用	5,200円	5,700円	1,300円	2,600円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
第 139 条第 3 項	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	14,500円	15,900円	4,000円	7,500円
	17,500円	19,200円	4,500円	9,000円
	20,000円	22,000円	5,000円	10,000円
	22,500円	24,700円	6,000円	11,500円

	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	29,000円	31,900円	7,500円	14,500円

(富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成27年富山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中富山県税条例第58条及び附則第 5 条の 5 の改正規定を削る。

附則第 1 条第 4 号中「第58条第 1 項及び第 3 項、附則第 5 条の 5 並びに」を削る。

附則第 3 条第 2 項から第 5 項までを削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定 公布の日
- (2) 次条第 6 項から第 9 項までの規定 平成29年 4 月 1 日
- (3) 次条第10項の規定 平成30年 4 月 1 日

(事業税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）第58条第 1 項及び第 3 項並びに附則第 5 条の 5 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第52条第 1 項第 1 号アに掲げる法人（3 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成28年度分調整後付加価値額（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第 13号。以下「改正法」という。）附則第 5 条第 2 項に規定する平成28年度分調整後付加価値額をいう。次項から第 5 項までにおいて同じ。）が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係

- る新条例附則第 5 条の 5 の規定により読み替えられた新条例第 58 条第 1 項第 1 号に規定する合計額（次項において「平成 28 年度分基準法人事業税額」という。）が改正法附則第 5 条第 2 項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の 4 分の 3 に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成 28 年度分法人事業税額（同項に規定する平成 28 年度分法人事業税額をいう。次項から第 5 項までにおいて同じ。）から控除するものとする。
- 3 新条例第 52 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人で、平成 28 年度分調整後付加価値額が 30 億円を超え 40 億円未満であるものについては、平成 28 年度分基準法人事業税額が改正法附則第 5 条第 2 項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に 40 億円から平成 28 年度分調整後付加価値額を控除した額の 3 倍に相当する額を乗じてこれを 40 億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成 28 年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 4 新条例第 52 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人（3 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成 28 年度分調整後付加価値額が 30 億円以下であるものについては、施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第 5 条の 5 の規定により読み替えられた新条例第 58 条第 3 項第 1 号に規定する合計額（次項において「平成 28 年度分基準法人事業税額」という。）が改正法附則第 5 条第 4 項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の 4 分の 3 に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成 28 年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 5 新条例第 52 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人で、平成 28 年度分調整後付加価値額が 30 億円を超え 40 億円未満であるものについては、平成 28 年度分基準法人事業税額が改正法附則第 5 条第 4 項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に 40 億円から平成 28 年度分調整後付加価値額を控除した額の 3 倍に相当

する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に 100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。

6 新条例第52条第1項第1号アに掲げる法人（3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成29年度分調整後付加価値額（改正法附則第5条第6項に規定する平成29年度分調整後付加価値額をいう。次項から第9項までにおいて同じ。）が30億円以下であるものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第58条第1項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が改正法附則第5条第6項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に 100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額（同項に規定する平成29年度分法人事業税額をいう。次項から第9項までにおいて同じ。）から控除するものとする。

7 新条例第52条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が改正法附則第5条第6項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に 100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。

8 新条例第52条第1項第1号アに掲げる法人（3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第58条第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が改正法附則第5条第8項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超

える額の 2 分の 1 に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成 29 年度分法人事業税額から控除するものとする。

9 新条例第 52 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人で、平成 29 年度分調整後付加価値額が 30 億円を超え 40 億円未満であるものについては、平成 29 年度分基準法人事業税額が改正法附則第 5 条第 8 項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に 40 億円から平成 29 年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを 20 億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成 29 年度分法人事業税額から控除するものとする。

10 第 6 項から前項までの規定は、新条例第 52 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人に対する平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 項	平成 29 年度分調整後付加価値額	平成 30 年度分調整後付加価値額
	改正法附則第 5 条第 6 項に	改正法附則第 5 条第 10 項において読み替えて準用する同条第 6 項に
	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
	平成 29 年度分基準法人事業税額	平成 30 年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 6 項各号	改正法附則第 5 条第 10 項において読み替えて準用する同条第 6 項各号
	2 分の 1	4 分の 1
	平成 29 年度分法人事業税額	平成 30 年度分法人事業税額
第 7 項	平成 29 年度分調整後付加価値額	平成 30 年度分調整後付加価値額
	平成 29 年度分基準法人事業税額	平成 30 年度分基準法人事業税額

	改正法附則第 5 条第 6 項各号	改正法附則第 5 条第 10 項において読み替えて準用する同条第 6 項各号
	20 億円	40 億円
	平成 29 年度分法人事業税額	平成 30 年度分法人事業税額
第 8 項	平成 29 年度分調整後付加価値額	平成 30 年度分調整後付加価値額
	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
	平成 29 年度分基準法人事業税額	平成 30 年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 8 項各号	改正法附則第 5 条第 10 項において読み替えて準用する同条第 8 項各号
	2 分の 1	4 分の 1
	平成 29 年度分法人事業税額	平成 30 年度分法人事業税額
前項	平成 29 年度分調整後付加価値額	平成 30 年度分調整後付加価値額
	平成 29 年度分基準法人事業税額	平成 30 年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 8 項各号	改正法附則第 5 条第 10 項において読み替えて準用する同条第 8 項各号
	20 億円	40 億円
	平成 29 年度分法人事業税額	平成 30 年度分法人事業税額

(不動産取得税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 5 条の 6 の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第 4 条 新条例附則第 6 条の 3、第 6 条の 3 の 2 及び第 6 条の 3 の 4 の規定は、施

行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日
前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第 5 条 新条例附則第 6 条の 7 及び附則別表の規定は、平成 28 年度分の自動車税に
ついて適用し、平成 27 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(税 務 課)